



# 労働かながわ

2026 6・7・8月号  
No.749

## 神奈川県賃金アップ支援金のご案内

県では、県内に事業所を有する中小企業者等の皆様が、一定の賃金引上げを行った場合に支援金を交付します。ぜひご利用ください。

交付対象事業者	県内に事業所を有する中小企業者等						
主な交付要件	<b>賃上げの実施期間（賃上げの適用日）</b> 令和8年4月1日から9月30日まで <b>交付対象となる従業員</b> 交付対象事業者が雇用する従業員のうち、次の①及び②の条件をいずれも満たすもの ①県内事業所に勤務する雇用保険被保険者及びこれに準ずる者 ②引上げ前の1時間当たりの賃金が1,500円未満の者 <b>賃金の引き上げ</b> 上記「賃上げの実施期間」内に、「交付対象となる従業員」の1時間当たりの賃金を「50円以上」又は「100円以上」引き上げ、申請日時点で継続していること						
	<b>従業員一人当たりの交付額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1時間当たりの賃金を50円以上引き上げた場合：5万円</li> <li>■ 1時間当たりの賃金を100円以上引き上げた場合：10万円</li> </ul>						
従業員一人当たりの交付額	<b>交付上限額（従業員数）</b>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>引上額</th> <th>交付上限額（交付上限となる従業員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50円以上</td> <td>1事業者当たり250万円（従業員50人） （加算条件等）複数の事業所を有する事業者は、1事業者当たりの従業員が50人を超えないことを条件に1事業者当たり最大1,500万円（300名）</td> </tr> <tr> <td>100円以上</td> <td>1事業者当たり500万円（従業員50人） （加算条件等）複数の事業所を有する事業者は、1事業者当たりの従業員が50人を超えないことを条件に1事業者当たり最大3,000万円（300名）</td> </tr> </tbody> </table>	引上額	交付上限額（交付上限となる従業員数）	50円以上	1事業者当たり250万円（従業員50人） （加算条件等）複数の事業所を有する事業者は、1事業者当たりの従業員が50人を超えないことを条件に1事業者当たり最大1,500万円（300名）	100円以上	1事業者当たり500万円（従業員50人） （加算条件等）複数の事業所を有する事業者は、1事業者当たりの従業員が50人を超えないことを条件に1事業者当たり最大3,000万円（300名）
引上額	交付上限額（交付上限となる従業員数）						
50円以上	1事業者当たり250万円（従業員50人） （加算条件等）複数の事業所を有する事業者は、1事業者当たりの従業員が50人を超えないことを条件に1事業者当たり最大1,500万円（300名）						
100円以上	1事業者当たり500万円（従業員50人） （加算条件等）複数の事業所を有する事業者は、1事業者当たりの従業員が50人を超えないことを条件に1事業者当たり最大3,000万円（300名）						
申請受付期間	～令和8年12月4日（金） ※原則、電子申請により受付予定 <b>予算には限りがありますので、早めの申請をおすすめします。</b>						
申請書類	交付申請書兼請求書、雇用保険被保険者証（写）、賃金台帳（写）等（予定）						

【備考】申請受付開始日や具体的な要件など詳細については、今後県ホームページ等に掲載します。

【問合せ先】神奈川県賃金アップ支援金事務局 050-5810-6950

〈受付時間〉月～金（土日祝日除く）8時30分～17時15分

専用サイト▶



## 神奈川県 精神障害者 職場指導員設置費 補助金のご案内

1年以内に精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が働きやすい職場環境を整えている県内の法人へ、補助を行っています。

### ■職場指導員とは

障がい者の仕事の指導をしたり相談を受けたりする担当者（職場の上司や同僚など）のことです。特別な資格は必要ありませんが、障がい特性を理解した上で、業務の選定や作業環境の整備、職場の人間関係への相談対応などの役割を担います。

### ■補助の内容

○補助期間：最大36月

○補助金額：1～12月目は月額3万円、13～36月目は月額2万円

※半期ごとの実績報告書提出後に、半期分をまとめて交付します。

### ▼その他申請方法など、詳細はこちら

補助要件や申請方法など、詳しくは県ホームページをご確認いただくか、問合せ先にご連絡ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/hojokin.html>

### ●問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871



## 主な内容

- 神奈川県賃金アップ支援金のご案内 ..... P.1
- 神奈川県精神障害者職場指導員設置費補助金のご案内 ..... P.1
- 「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業」のご案内 ..... P.2
- 障がい者のテレワーク雇用に取り組む企業を伴走支援します ..... P.2
- 令和8年度職業訓練指導員試験（資格試験）のご案内 ..... P.2
- スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内 ..... P.3
- ご存じですか？「協力雇用主」 ..... P.3
- 出前労働講座 ..... P.4
- 受講生募集！労働法基礎講座 ..... P.4
- 仕事と育児の両立応援カウンセリング ..... P.4
- 女性活躍推進法「職場における女性の健康支援」について ..... P.5

## ●●●●「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業」のご案内●●●●

県では、障がい者雇用の経験がない、もしくは経験の少ない中小企業の方に体験実習を通じて、障がい及び障がい者雇用への理解を深めていただくことを目的として、雇用を前提としない「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業」を行っています。

- 受け入れていただく企業(事業所)には、1日5千円の「受入奨励金」が支払われます。

【例】1日4時間の体験実習を3日間受け入れた場合、

1日につき5千円×3日間＝1万5千円の受入奨励金を県から支給

- 体験実習後に参加協力いただいた方の採用の必要はありません。
- 体験実習に協力していただく障がい者の方には、県所定の「参加謝礼金」が支払われるほか、傷害・賠償保険についても県が加入します。
- 障害者雇用促進センターの「体験実習推進員」が、実習の開始前からサポートします。

### ▼詳細はこちら

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/c1/center\\_shougaisha\\_koyo.html#taiken](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/c1/center_shougaisha_koyo.html#taiken)

### ●問合せ先

神奈川県障害者雇用促進センター 雇用促進課 ☎045-633-6110(代表) 内線2523

## 障がい者のテレワーク雇用に取り組む企業を伴走支援します

### ■内容:

県では、出社が困難な障がい者の雇用を促進するため、県内中小企業における障がい者のテレワーク雇用を支援します。

テレワーク雇用に向けた職場環境の整備から採用・定着まで、専門のアドバイザーが伴走支援します。

県が支援する企業を募集するに当たって、支援内容の詳細や、テレワーク雇用の事例等を紹介する「事例紹介セミナー」を開催します。

企業の経営者や人事担当の方など、障がい者のテレワーク雇用に関心のある方は、ぜひご参加ください。

【日時】令和8年6月12日(金) 14:00～14:50

【場所】オンライン (Zoom ウェビナー)

【参加費】無料

【申込方法】申込みフォーム (e-kanagawa) からお申込みください。(利用者登録されていない方もお申込みいただけます。)

▶ **セミナー参加申込はこちら** [https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=123303](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=123303)

▶ **詳細はこちら** <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/teleworkad.html>

● **問合せ先** 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871

神奈川県障害者テレワーク推進事業事務局 (株式会社テレワークマネジメント内) ☎03-3265-5012



◀詳細・申込は  
ホームページから

## 令和8年度 職業訓練指導員試験(資格試験)のご案内

公共・認定(民間)の職業訓練施設で職業訓練を担当する場合に原則必要な  
職業訓練指導員免許を取得するための資格試験です。

合格者は、申請により職業訓練指導員免許を取得することができます。

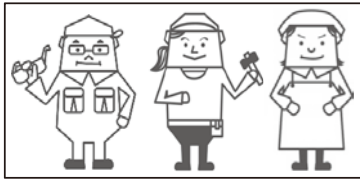
受験申請	期間	令和8年6月29日(月)～7月10日(金) 必着 ※電子申請もしくは郵送による受付とします。
試験	日程	令和8年9月6日(日) (受験票でご確認ください)
	場所	神奈川県立産業技術短期大学校 (横浜市旭区中尾2-4-1)
合格発表	日程	令和8年10月7日(水)
	場所	県ホームページにて受験番号を掲示します。(希望者のみ)

- 職業訓練指導員の免許職種は、123 職種あります。
- 学科試験のうち、指導方法を実施します。
- 受験に際し、3,100 円の受験手数料が必要です。
- 受験資格や試験の免除の規定がありますので、詳しくは、受験案内又は県ホームページをご覧ください。
  - ◇ 受験案内・申請書：県内の県政情報コーナー及びハローワーク等において配布しています。
  - ◇ 県ホームページ：「<https://www.pref.kanagawa.jp/>」から『職業訓練指導員試験』で検索してください。
- 問合せ先 神奈川県産業労働局労働部産業人材課技能振興グループ ☎045-210-5720

# スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内



技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野の講座を開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。あらかじめ設定された講座から選択して受講できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。

## メニュー型スキルアップセミナー（応募締切日が令和8年6月以降の講座例）

No.	講座名	定員	実施日	応募締切日	受講料	実施校（申込先）
0615	Python プログラミング講座	10	7/30、31	6/25	6,200円	産業技術短期大学校
0613	C 言語入門	10	9/4、11	7/31	2,000円	東部総合職業技術校
0749	電気設備メンテナンスの基礎	15	10/4、11	8/31	2,000円	西部総合職業技術校

上記以外にも、様々な講座を実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。

講座の申込み先や内容に関するお問合せは、各実施校へ。

東 部 総 合 職 業 技 術 校 …… ☎ 045-504-3101  
西 部 総 合 職 業 技 術 校 …… ☎ 0463-80-3004  
産 業 技 術 短 期 大 学 校 …… ☎ 045-363-1233



◀スキルアップセミナーホームページ

スキルアップ 神奈川  検索

神奈川県産業労働局労働部  
産業人材課職業能力開発グループ  
☎ 045-210-5715

中小企業のリスキリングに関する相談も受け付けています。 かながわ中小企業リスキリング相談窓口 … ☎ 045-285-0727

## ご存じですか？「協力雇用主」

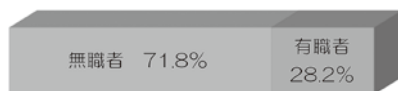
「協力雇用主」は、犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

### 再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってきます。これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした

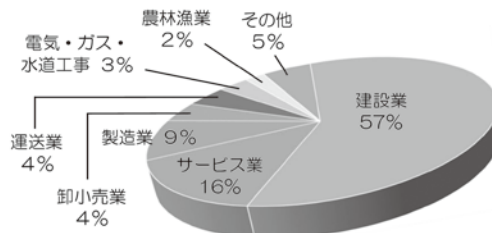


（令和5年度矯正統計年報による。）

### 協力雇用主の現状

現在、神奈川県内には約1,000の協力雇用主がいっぱい、業種でみると建設業が多いですが、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰のためにも、幅広い業種の事業主の方々に登録をいただきたいと考えています。

様々な業種の事業主の登録をお願いしています！



（令和5年10月1日現在、法務省保護局資料による。）



協力雇用主の意義は分かったけど実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ・・・

そんな協力雇用主の方々の不安を軽くするために国は、次のような支援制度を設けていますよ



#### ◆就労・職場定着奨励金制度

刑務所出所者等の雇用から最長6か月間支給される奨励金

#### ◆就労継続奨励金制度

上記奨励金のあと継続雇用した際に、更に最長6か月間支給される奨励金

#### ◆身元保証制度

雇用した者から受けた損害に対しての見舞金

#### 【問合せ先】

法務省 横浜保護観察所 ☎ 045-201-1842 〒231-0001 横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎

認定 NPO 法人 神奈川県就労支援事業者機構 ☎ 045-222-8347 〒231-0004 横浜市中区元浜町3-21-2 ヘリオス関内ビル 105

# かながわ労働センターから労働講座のお知らせ

職員を講師として無料で派遣します

## 出前労働講座



かながわ労働センターでは、会社や個人経営の店、労働組合やグループ、学校などに職員が出向いて、労働問題に関するご希望の内容について、講座を実施しています。

日程や講義内容についてはご要望に応じて調整しますので、まずはご相談ください。

【問合せ先】 かながわ労働センター本所 ☎ 045-633-6110 (代)  
川崎支所 ☎ 044-833-3141  
県央支所 ☎ 046-296-7311  
湘南支所 ☎ 0463-45-3150 (代)



かながわ労働センターの  
労働講座

## 受講生募集! 労働法基礎講座

人事労務・使用者必見! 労働法の基礎を学んで、適切な職場運営を実現しませんか?  
労働者必見! 知識が力になる。労働法の基礎を学んで、働く安心を手に入れましょう!  
職場で必須となる、採用から退職までに関わる労働法を基礎からじっくり学びます。

- 対面式講座 (会場:川崎市高津区溝口)とオンデマンド方式の講座があります。(内容や講師は異なります)
- 受講料 5,610円(全8回分・消費税込)※6回以上受講(視聴)された方には神奈川県知事名の修了証をお渡しします!
- 詳細はホームページをご覧ください。

対面式 (川崎支所): <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/chuukikouza.html>

オンデマンド講座 (本所): <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7600/index.html>

## 仕事と育児の両立応援カウンセリング 無料

仕事と子育てを両立する従業員の負担感や不安に寄り添っていますか?

「育休から復帰後のキャリアが描けず、モヤモヤしている」、

「時短勤務で周りに申し訳なさを感じてしまう」、

「パートナーとの家事育児分担について、客観的な意見が欲しい」・・・

このような悩みを抱えている従業員に寄り添い、気持ちの整理とよりよい働き方を探す取り組みを行うことで、従業員の満足度を高め、全体の成長につなげることができます。

かながわ労働センターでは、働きながら子育てしている労働者を支援するため、無料のカウンセリングをオンライン・対面で実施しています。

アドバイスがほしい、ちょっと話してみたい、そんな方々にお応えいたします。一步踏み出すことで気持ちが軽くなり、新しい解決方法や視点が見つかるかもしれません。

気軽に利用できる外部の窓口として、ぜひご活用ください。

〈対象者〉 ママ・パパ、プレママ・プレパパ ※ご家族の方や会社の上司等の同伴も可能です。

対面カウンセリングは未就学児の託児受付あり

詳細・申し込みは  
ホームページから



オンラインカウンセリング  
PC やスマホを利用したカウンセリング

対面・電話カウンセリング  
横浜会場 (横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階)  
川崎会場 (川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 1 階)



<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7580/p1192913.html>

# 女性活躍推進法「職場における女性の健康支援」について

女性活躍推進法は2026年4月1日に改正され、女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が明確化されました。併せて、企業の皆さまが、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する際に、職場における女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促進するため、事業主行動計画策定指針を改正しました。

一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましいですが、健康に関してはプライバシー保護が特に求められることに留意する必要があります。なお、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも有効です。

女性健康支援に関する基準を追加した「えるぼしプラス」認定の取得にも是非チャレンジしてください。

## ■女性活躍推進法特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

## ●問合せ先

神奈川労働局雇用環境・均等部 指導課 ☎045-211-7380

※受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

# かながわ労働情勢 1 2 3 4 月

## ○主要労働団体の機関開催

### ■連合神奈川

【第444回 五役会、第417回 執行委員会】  
1月27日、第444回 五役会、第417回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- (1) 委員の推薦について
- (2) 政治活動の取り組みについて
- (3) 「連合運動塾」の開催について
- (4) 平和行動等の取り組みについて
- (5) 3.8 国際女性デーの取り組みについて

【第445回 五役会、第418回 執行委員会】  
2月25日、第445回 五役会、第418回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- (1) 委員の推薦について
- (2) 第37回中央委員会の開催について
- (3) 政治活動の取り組みについて
- (4) 連合神奈川2026春季生活闘争方針(その2)

【第446回 五役会、第419回 執行委員会】  
3月24日、第446回五役会、第419回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- (1) 委員の推薦について
- (2) 職員の採用について
- (3) 第37回中央委員会の議案について(会計、地域連合再編検討経過、規約の一部改正)
- (4) 政治活動の取り組みについて
- (5) 2026春季生活闘争方針(その3)
- (6) 男女平等月間について

### ■神奈川労連

#### 【第4回幹事会】

1月7日、第4回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 秋から年末の運動のまとめ
- 2 神奈川労連26国民春闘方針案
- 3 非正規春闘のとりくみ方針
- 4 ニューヨークNPT再検討会議へのとりくみ

#### 【第5回幹事会】

2月12日、第5回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 解散総選挙の結果と情勢について
- 2 26国民春闘における民間産別のとりくみ
- 3 3月の全国統一行動の具体化について
- 4 「女性の休日」のとりくみ

#### 【第6回幹事会】

3月7日、第6回幹事会を開催し、次のことを協議した。

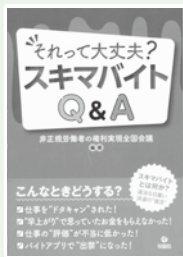
- 1 メーデーについての分散討議
- 2 労働組合基礎調査の結果について
- 3 26国民春闘の回答やとりくみの状況
- 4 国際法違反のイラン攻撃の抗議行動

#### 【第7回幹事会】

4月4日、第7回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 組織財政検討委員会「答申」について
- 2 春の組織拡大月間のとりくみ
- 3 最賃ビッグアクションのとりくみ
- 4 第97回 県・横浜メーデーについて

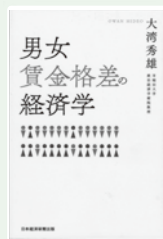
## 図書紹介



### それって大丈夫? スキマバイトQ&A

非正規労働者の権利実現全国会議 旬報社

日本の非正規雇用で働く人たちは増加を続け、さらには「労働者」に当たるか曖昧なフリーランスという働き方も増加をしています。そうした中で「スキマバイト」と呼ばれる働き方が急増しています。スマホのアプリで手軽で、簡単に空き時間に働き、すぐに収入が得られるのがうけています。この「スキマバイト」に隠れた危険性を提起します。スキマバイトと日雇い派遣の違い、日雇いと労災保険等21のQ&Aや相談先。



### 男女賃金格差の経済学

大湾 秀雄

日本経済新聞出版

日本における男女の賃金格差は、OECDの国際比較によれば韓国に次ぐ世界2位である。本書はこのような格差がどのように生まれ、なぜ解消されにくいのかを、社会的構造、ジェンダーバイアス、行動特性の性差などから体系的に解き明かす。そのうえで、男女賃金格差縮小が今後の労働市場でなぜ必須なのか、またその解決のための取り組みとして人的資本投資がなぜ重要なのか、人事経済学の視点から提言する。

# シリーズ **実務に役立つ労働判例**

## 日東電工事件

### 有期雇用契約社員と正社員との労働条件の格差と旧労契法20条

最高裁判所第2小法廷令和8年2月13日判決(最高裁ホームページ)

#### 事案の概要

Y(日東電工株式会社。一審被告、被控訴人兼控訴人、上告人)では雇用する労働者を、従前、期間の定めのない労働契約を締結した正社員と期間の定めのある労働契約を締結した準社員とに区分し、正社員には正社員就業規則が、準社員には準社員就業規則が適用されていました。Yは、Yの工場で勤務するX1~X57(以下、まとめて「Xら」という。一審原告、控訴人兼被控訴人、被上告人)を、新たに設ける区分である有期雇用契約社員として雇用することとし、平成22年1月1日から平成23年9月1日までの間に、Xらとの間で契約期間を6か月とする労働契約を締結しました。Xらのうち49名は、もともとYの子会社で雇用され、平成22年1月1日にYに転籍して、Yと有期雇用契約を締結した者です。上記労働契約において、Xらの労働条件は有期雇用契約社員就業規則による旨が定められていましたが、Yが同就業規則を作成したのは平成23年11月3日でした。

準社員就業規則では準社員に対する一時金に関する定めを置いていたのに対し、有期雇用契約社員就業規則は有期雇用契約社員に対する一時金に関する定めを置いていませんでした。

本件は、Xらが、正社員とXらとの間で、通勤手当、扶養手当、リフレッシュ休暇、賞与(一時金)及び賃金、年次有給休暇の日数及び半日休暇取得の可否、特別休暇、福利厚生等に相違があったことは、労働契約法20条に違反するものであるとして、Yに対し損害賠償等を請求した事案です。

1審(津地判令和5.3.16労経速2519号3頁)は、正社員とXらとの間の扶養手当、リフレッシュ休暇、有給休暇の半日単位付与、特別休暇の存否・日数の相違は不合理としつつ、通勤手当、賞与及び賃金、有給休暇の付与日数の相違は不合理ではないと判断したため、双方が控訴しました。控訴審(名古屋高判令6.9.13労経速2570号3頁)は、Xらには平成23年11月2日までは準社員就業規則が適用されるとした上で、Yは、同日まではXらを準社員と扱うべきであったのに、これに反して一時金を支給しなかったから、Xらに対し、不法行為に基づき、一時金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償義務を負うとしたため、Yが上告しました。

#### 最高裁の判旨

(原判決中、一時金にかかる損害賠償請求に関するYの敗訴部分を破棄)

Xらの一時金に係る損害賠償請求は、Xらに準社員就業規則が適用され、一時金の支払を求める具体的請求権(労働契約に基づく賃金債権)を有していたことを前提とした上で、Yがその支払債務の履行を怠ったことが不法行為に該当するとして、一時金相当額等の損害賠償を求めるものである。

しかしながら、Xらが上記賃金債権を有するのであれば、

Yにおいてその支払債務を履行しなかったとしても、

契約に基づく金銭債務の不履行となるにすぎず、当該不履行自体は債権者の不法行為法上の権利利益を侵害するものではないから、一時金が支払われなかったからといって不法行為が成立するものではない。本件において、Xらは、専ら一時金が支払われなかったことをもって不法行為に該当すると主張するものであり、契約責任(債務不履行)のほか、不法行為責任が問題になる余地はない。

したがって、Xらは、Yに対し、Yによる一時金の支払債務の不履行を理由として、一時金相当額を不法行為に基づく損害賠償として請求することはできないというべきである。以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、Xらの一時金に係る損害賠償請求に関するY敗訴部分は破棄を免れない。そして、上記請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は結論において正当であるから、上記部分につきXらの控訴を棄却すべきである。

#### 解説

本件は、旧労契法20条に基づき正社員と非正規社員との待遇格差が争われた事件で、9件目の最高裁判決です。

Xらは、不法行為に基づき、準社員就業規則に基づく一時金(年間で賃金の1か月分相当)の支払に相当する損害賠償を求めたところ、控訴審がこれを認容しました。

しかし、最高裁では、賃金債権の不履行は不法行為に該当しないとして、控訴審でのYの敗訴部分を取り消しました。その結果、1審の判断が支持され、正社員と有期雇用契約社員との間の扶養手当、リフレッシュ休暇、有給休暇の半日単位付与、特別休暇の存否・日数の相違は不合理とした判断が確定しています。

Yでは、正社員には公共交通機関を利用できず自家用車通勤の者に費用をてん補する趣旨の「通勤手当」を支給し、駐車場を利用させていましたが、有期雇用契約社員には通勤バスを手配したことなどから、通勤手当や駐車場を利用させなかったことは不合理ではないとしています。また、正社員と有期雇用契約社員との間で職務内容の大きな相違があること、人事異動や人員配置の大きな相違があることから、賞与や基本給の相違は不合理とはいえないとし、入社1年目から5年目までの有給休暇の日数も有期雇用契約社員に法定の付与日数を与えていたこと、6年目以降は正社員と付与日数が同じになることから不合理ではないとしています。

なお、旧労契法20条に関して、以前ご紹介した定年後再雇用者の賃金の引下げに関する名古屋自動車学校事件の差戻・控訴審(名古屋高判令8.2.26)では、定年時の水準の55~57%を下回る引下げは、不合理であると判断されました。

法政大学法学部 講師 山本 圭子(やまもとけいこ)

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** 「同一労働同一賃金ガイドライン」が近々か新しくなると聞きました。具体的にどのように変わるのでしょうか。

**A** 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る、いわゆる「同一労働同一賃金」について、令和2年4月の施行から5年を経過したことから、厚生労働省の審議会において見直しが進められてきました。審議会での取りまとめを受け、令和8年4月に厚生労働省において省令・告示等の改正が行われ、令和8年10月1日に施行・適用されることになりました。



「同一労働同一賃金」については、施行されてからこの間、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差に関する複数の最高裁判決が示されています。今回の改正は、これまでの不合理な待遇差による裁判例を反映して、どのような待遇差が「不合理」にあたるのかをより明確化したものとなっています。

### (主な改正内容)

#### 1 均等・均衡待遇(同一労働同一賃金ガイドラインの更なる明確化等)

- 同一労働同一賃金ガイドラインの更なる明確化 賞与、退職手当、家族手当、住宅手当などの手当について、ガイドラインに追加または充実した記載になるほか、待遇について職務の内容等の違いに応じた均衡のとれたものとするのが求められることの明確化、及び無期雇用労働者等について、短時間・有期雇用労働者に該当しないが、ガイドラインの趣旨が考慮されるべきであること等の明確化がされます。
- 派遣先における派遣料金への配慮義務が適切に履行されるようになるため、派遣元からの派遣料金交渉に派遣先が一切応じない場合等は、法の趣旨を踏まえた対応とはいえないことが明確化されます。

#### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の改善

雇入れ時の労働条件明示事項に「待遇の相違等に関する説明を求めることができる」旨の追加が行われ、説明方法について、現行の「資料を活用し、口頭により説明することを基本」を見直し、「資料を活用し、口頭により説明」又は「説明事項を全て記載した資料の交付」のいずれかとする旨に改正されます。

#### 3 公正な評価による待遇改善の促進等

短時間・有期雇用労働者の賃金について、公正な評価基準に基づく決定が望ましいことを明確化するとともに、派遣労働者の待遇改善のための、職務の成果等の評価や教育訓練、キャリアコンサルティング、就業機会の確保及び提供を総合的に行うよう努めること等の留意事項が明記されます。

また、短時間・有期雇用労働者の処遇改善に関する自社の取組状況等について、ウェブサイトで公表することが望ましいことが明確化されます。

#### 4 行政による履行確保

同一労働同一賃金のより一層の遵守の徹底を図るため、都道府県労働局による報告徴収等を通じて履行確保を図るとともに、各種マニュアルや各都道府県に開設されている働き方改革推進支援センターによるコンサルティングの実施等により、制度周知や企業の取組支援を進めることなどが定められます。

非正規労働者が役員を除く雇用者全体の40%近くを占めている日本の社会において、労働者がどのような雇用形態及び就業形態を選択しても、納得できる待遇を受けられることが求められています。

また、深刻な労働力不足に直面している現状において、非正規雇用労働者の待遇改善は、単なる法遵守だけでなく、優秀な人材の確保と定着を図るための重要な経営戦略の一つといえるのではないのでしょうか。

\*労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター ( <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/> )

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ 2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口 1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館 2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市中里 50-1 県平塚合同庁舎仮庁舎	☎ 0463-45-3150(代)

\* オンライン労働相談も実施しています(本所)。

かながわ オンライン労働相談 **検索**

一生涯の保障

満15歳～満80歳まで加入できる“ずっと安心”が続く医療保障

こくみん共済 NEWS

1426M001

先進医療にも  
備えられる

# 総合医療共済

終身 医療プラン

終身生命共済・個人長期生命共済

ベーシックタイプ  
180

※先進医療特約



公式キャラクター  
ビットくん

加入年齢 満15歳～満80歳 の健康な方	保障内容	入院日額3,000円型	入院日額5,000円型	月払掛金表(年齢抜粋)		
	入院したとき 1日目から 最高180日分	日額 3,000円 (通算1,000日まで)	日額 5,000円 (通算1,000日まで)	■入院日額3,000円型 (単位:円)		
保障期間 終身	手術を受けたとき 診療報酬点数1,400点 以上が算定された手術等	3万円	5万円	加入年齢(満)	男性	女性
掛金払込期間 終身払	放射線治療を受けたとき (60日に1回を限度)	3万円	5万円	30歳	1,402	1,372
入院日額 3,000円～ 10,000円まで 1,000円単位で ご加入いただけます。	特約 先進医療を受けたとき 入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実額	最高1,000万円 (通算1,000万円)	最高1,000万円 (通算1,000万円)	40歳	1,840	1,714
				50歳	2,512	2,248
				■入院日額5,000円型 (単位:円)		
				加入年齢(満)	男性	女性
				30歳	2,270	2,220
				40歳	3,000	2,790
				50歳	4,120	3,680

※先進医療特約は任意付帯です。また、先進医療特約の共済期間は10年(自動更新することによって一生涯保障)です。 ※右記月払掛金表には先進医療特約を含みます。先進医療特約なしで加入の場合は掛金から100円を引いた額になります。 ※記載のない年齢についてはお問い合わせください。 ※ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際はリーフレットおよび「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

一生涯の保障で人生100年時代をしっかりとサポート! こくみん共済 coop までお気軽にご相談ください。

たすけあいの輪をむすぶ



たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

神奈川県推進本部  
(神奈川県労働者共済生活協同組合)

私らしく  
生きるための  
お金の  
はなし。

## マネー情報サイト Rukuo

働くあなたの「いま」と「これから」を応援する「Rukuo」。

「Rukuo」の中には「贈る」という言葉が隠されています。

あなたに、家族に、大切な人の未来に役立つ情報を、心を込めてお贈りします。



### コラム&レポート

マネーにまつわるさまざまなコラムを掲載中!

カテゴリー  
Category

年代別ライフ&  
マネープラン

知っておきたい  
マネーの知識

マネーレポート

トピックス  
Topics

「金利のある世界」  
で私たちの生活は  
どう変わる?

いまさら聞けない!?  
NISA と iDeCo って  
結局なんですか?

### 意外と知らない!? 中央ろうきん3つのおトク

仕事もプライベートも毎日がんばるあなたに、  
ぜひ知っておいてほしい3つのおトクポイントをお伝えします。

ATM手数料0円でおトク

手数料  
キャッシュバック  
サービス

ATM

CARD

低金利でおトク  
ろうきん  
カードローン  
「マイプラン」

便利でおトク  
ろうきんアプリ、  
ろうきん  
ダイレクト



マネー情報サイトRukuoは  
R・Wプロジェクトにより運営しています。

R・Wプロジェクトとは?

「Rokin」と「Woman・Work・Wish・With・Widen」の  
頭文字をとったR・Wプロジェクト。働く人がより豊  
かな人生を歩めるよう金融面からサポートします。

●Woman ろうきん「女性」職員を中心とした活動を通じて

●Work 「働く」ひとの

●Wish 夢や豊かな生活の実現を「願い」、

●With 一人ひとりに「寄り添い」ながら、

●Widen ろうきんの輪を「拡げて」いきます。

マネー情報サイト  
「Rukuo」は  
こちら▶



【お問い合わせ先】 お客様相談デスク TEL. 0120-86-6956 (平日9:00~18:00)

作成日2026年4月1日

## 労働かながわ

令和8年6月1日発行 第749号

発行所/神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対する  
ご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームを  
ご利用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。